

気象警報発令時における生徒の登校について

石川県立七尾高等学校

次のような気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等（特別警報も含む））が発令された場合、生徒の登校について下記の対応をとります。

- 1 **七尾市（本校所在地）または七尾市を含む石川県北部地域に、上記警報が午前5時時点で発令されている場合**
 - (1) 登校とするか自宅待機とするかについての判断は校長が行い、原則午前5時40分までに一斉メール配信とClassiならびに本校ホームページで連絡します。なお、一斉メール配信はタイムラグが発生するため、Classiまたは本校ホームページで必ず確認してください。
 - (2) 自宅待機となった時、午前10時30分までに上記警報が解除され、通常使用する公共交通機関（JR七尾線、のと鉄道等）の運行が確認された場合は、安全に留意し、速やかに登校してください。解除された時間を考慮し、授業等を実施します。

- 2 **七尾市における上記警報が午前10時30分時点でも解除されていない場合**
 - (1) 登校時の安全が確保できないと校長が判断したとき、臨時休校とします。
 - (2) 臨時休校とすることについては、一斉メール配信とClassiならびに本校ホームページで連絡します。万一自宅待機または臨時休校となった場合は、主体的に学習に取り組んでください。

- 3 **上記警報は発令されていないが、通常使用する公共交通機関（JR七尾線、のと鉄道等）が荒天や事故等のため運転を見合わせている場合**
 - (1) 公共交通機関を利用する生徒は自宅待機としますが、各社のホームページで運行状況を確認し、午前10時30分までに運転が再開される場合は、直近の電車等で登校してください。なお、午前10時30分時点でも運転再開の目途が立たず、他に適当な交通手段がない場合は、当該生徒は自宅待機とします。欠席扱いにはなりません。
 - (2) 当該生徒以外は、原則通学時の安全が確保できる場合は、登校してください。授業開始まで、教室で自学自習とします。公共交通機関を利用する生徒の登校後、授業を行います。
 - (3) 原則、学校は休校にはなりません。

- 4 **七尾市に上記警報は発令されていないが、それ以外の生徒の居住地に発令されている場合**
 - (1) 学校は休校とはなりません。当該生徒の登下校時の安全が確保できないと保護者の方が判断した場合は、自宅待機とします。欠席扱いにはなりません。
 - (2) その際、保護者の方々は、速やかに学校に電話連絡してください。

- 5 **その他**
 - (1) 上記以外の警報や注意報の発令をもって直ちに休校とすることはありませんが、通学時の安全確保が困難であったり、公共交通機関の運行状況から登下校ができないと校長が判断した場合は自宅待機とすることがあります。欠席扱いにはなりません。
 - (2) この対応は、令和2年9月11日より実施します。